

1. 件名：「日立GEニュークリア・エナジー（株） 特定兼用キャスクの設計の型式証明申請に関する事業者ヒアリング【13】」

2. 日時：令和3年4月26日 13時30分～16時00分

3. 場所：原子力規制庁 9階C会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

岩田安全管理調査官、立元管理官補佐、中野上席安全審査官、深堀上席安全審査官、松野上席安全審査官、石井主任安全審査官、田澤審査チーム員

（核燃料施設審査部門）

甫出主任安全審査官

日立GEニュークリア・エナジー株式会社：

原子力生産本部 原子力設計部 チーフプロジェクトマネージャ 他2名※

5. 要旨

（1）日立GEニュークリア・エナジー株式会社（以下「日立GE」という。）から、発電用原子炉施設に係る特定機器である特定兼用キャスクの設計の型式証明申請について、本日のヒアリングにおいて提出のあった資料のうち、一部の資料（資料3-1から資料3-5まで）に基づき、説明があった。

（2）これに対し、原子力規制庁は事実確認等を行い、以下の点について詳細な説明を求めるとともに、引き続き申請内容を確認することとした。

○設置許可基準規則第3条（設計基準対象施設の地盤）への適合のための設計に関し、特定兼用キャスクの設置方法②に関する安全設計全般の設計方針について、電気事業者による設置（変更）許可申請に引き継ぐべき、貯蔵用緩衝体の具体的な設計条件を説明すること。

○今回の型式証明の申請では、貯蔵用緩衝体について、周辺施設に位置付け、申請対象範囲に含めていないが、特定兼用キャスクの設計に重要な影響を及ぼすものであることを考慮し、型式証明の後段申請（設工認等）において、設置許可基準規則及び解釈の要求事項、並びに本申請に関連する審査ガイド及び運用ガイドの内容を踏まえて、貯蔵用緩衝体に関して確認すべきと考えている事項を整理し、説明すること。

(3) 日立GEから、了解した旨回答があった。

## 6. その他

提出資料：資料1-1 発電用原子炉施設に係る特定機器の設計の型式証明申請  
(審査会合コメント回答)

資料1-2 16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設

資料2-1 発電用原子炉施設に係る特定機器の設計の型式証明申請  
(設置許可基準規則への適合性(第五条、第六条))

資料2-2 5条 津波による損傷の防止  
(HDP-69BCH(B)型の津波による損傷の防止について)

資料2-3 6条 外部からの衝撃による損傷の防止  
(HDP-69BCH(B)型の竜巻による損傷の防止について)

資料3-1 発電用原子炉施設に係る特定機器の設計の型式証明申請  
(設置許可基準規則への適合性(第四条))

資料3-2 4条 地震による損傷の防止  
(HDP-69BCH(B)型の地震による損傷の防止について)

資料3-3 HDP-69BCH(B)型の設置方法⑤の申請範囲

資料3-4 発電用原子炉施設に係る特定機器の設計の型式証明申請  
(設置方法⑤、設置方法②の申請範囲)

資料3-5 HDP-69BCH(B)型が特定兼用キャスクであることの説明資料

以上